

事務連絡
令和7年8月15日

各 { 都道府県 } 衛生主管部局
 { 市町村 } 介護保険主管部局 御中
 { 特別区 } 民生主管部局

厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて

平素より厚生労働行政の推進については、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
熱中症対策の一層の強化を図るため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）が令和5年4月に改正され、令和6年4月に全面施行されました（気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号））。

政府では、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）に基づき、令和7年度「熱中症予防強化キャンペーン」を通じて、政府一体となった普及啓発を実施しています。

特に高齢者においては、自ら熱中症予防行動をとることが難しい場合があることから、高齢者に対する熱中症予防行動の声かけ等に御協力いただくため、別添のとおり、各関連団体・各関連事業者に「熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて（協力依頼）」（令和7年8月15日付け事務連絡）で周知したところですので、貴自治体におかれましても御承知おきいただき、熱中症対策を一層推進していただきますようお願いいたします。